

第7章 技術基準の総則

7. 1 総則

- 本技術基準は、「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）」及び「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則（令和4年鳥取県規則第19号）」に基づく、特定事業（特定盛土及び特定工作物を設置する事業）の許可に係る技術上の審査基準を定めたものである。
- なお、盛土・切土・斜面地に設置する工作物の各技術基準については、「盛土等安全確保アドバイザー会議」で専門家から出された意見を反映し定めたものである。

解 説

- ◆特定事業の実施者（事業者及び所有者等）は、条例第7条において知事の許可を受けなければならないことが定められている。許可の基準等については、条例第8条において定められている。
- ◆本技術基準は、条例第4条第2項に規定する、特定事業の実施に当たって、従うべき構造上の基準ならびに計算方法、数値その他必要な事項について定めたものである。なお、事業計画の変更の許可においても本基準を適用する。

表7-1 条例における用語の定義

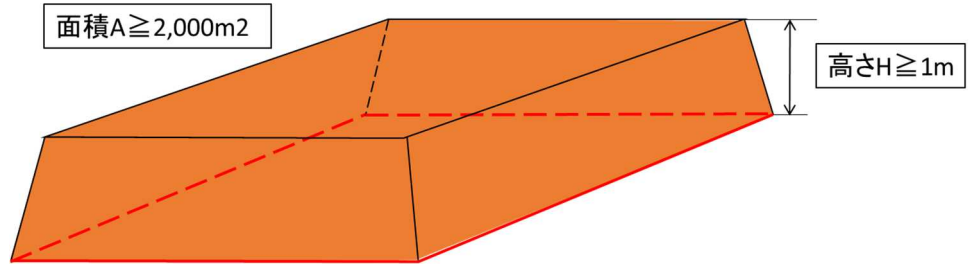
用語	定義
土 砂	◇土、砂又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの
特 定 盛 土	◇盛土又は切土（以下「盛土等」という。）を施工する土地であって、次のいずれかに該当するもの ア 盛土等を施工する土地の区域の面積が2,000m ² 以上であり、かつ、盛土等の施工に係る地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差（以下「地盤高低差」という。）が1メートル以上となるもの イ 地盤高低差が5m以上となるもの

特 定 盛 土

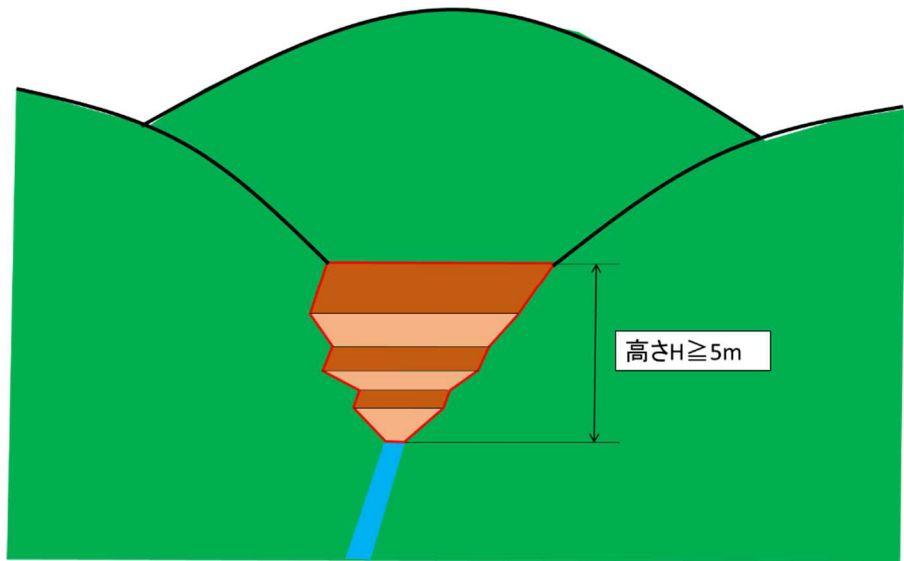
【規制の対象となる行為】

盛土（仮置き土も対象）

①面積 2000m² 以上、かつ高さ 1m 以上

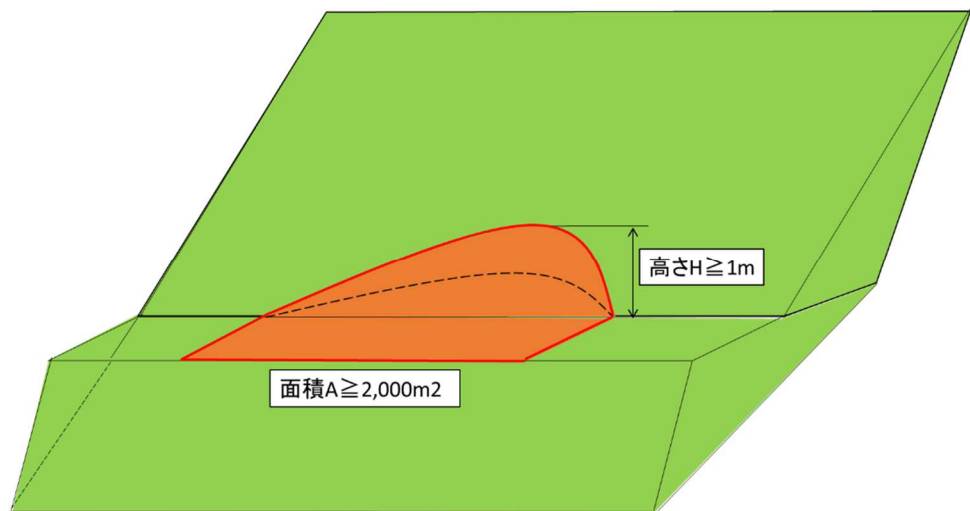


②面積にかかわらず高さ 5m 以上



切土

①面積 2,000m² 以上、かつ高さ 1m 以上



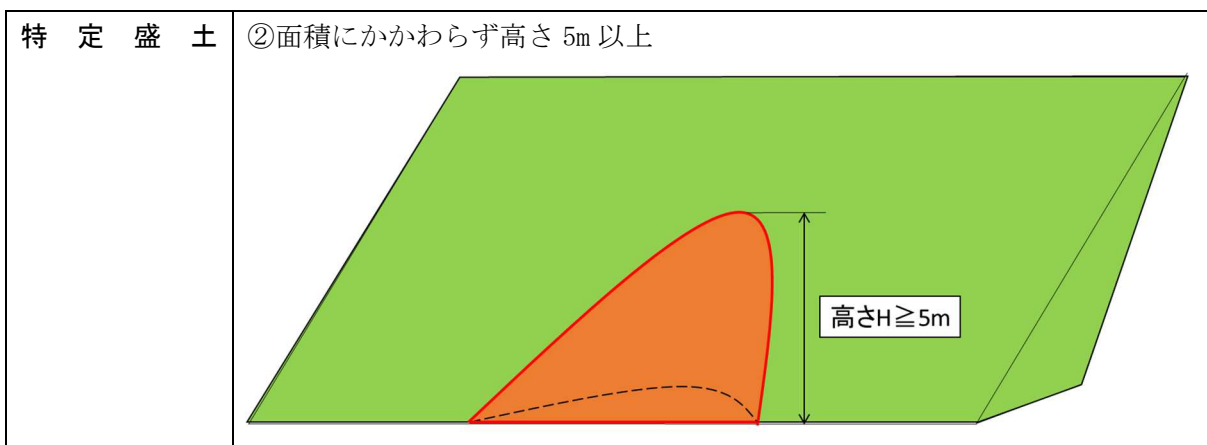
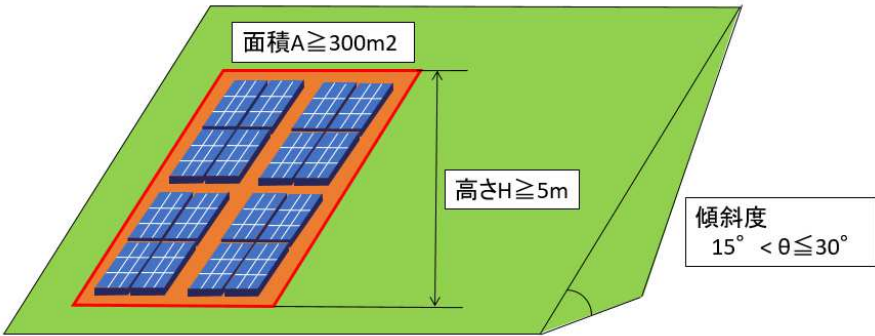
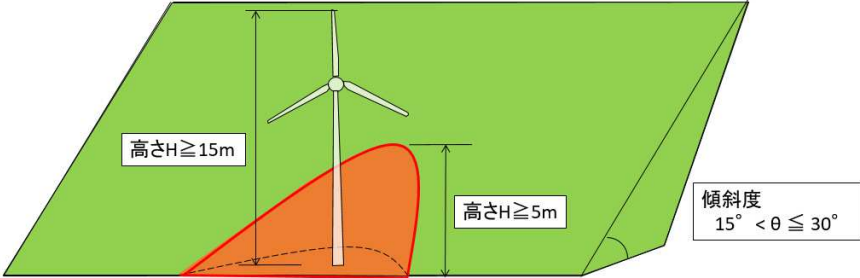


表 7-2 条例における用語の定義

用語	定義
<p>特 定 工 作 物</p>	<p>◇斜面地（地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差が 5 m を超え、かつ、傾斜度が水平面に対し 15° を超える土地を含む一団の区域をいう。以下同じ。）及び当該斜面地の周辺の土地として規則で定める土地に設置する工作物であって、その工作物の水平投影面積の合計が 300m² 以上又は高さが 15m以上となるもの</p> <p>【規制の対象となる行為】</p> <p>特定工作物</p> <p>①水平投影面積 300m² 以上 （傾斜度 15 度 < θ ≤ 30 度，高さ ≥ 5m）</p>  <p>②高さ 15m 以上 （傾斜度 15 度 < θ ≤ 30 度，高さ ≥ 5m）</p> 

第7章 技術基準の総則

特 定 事 業	◇特定盛土又は特定工作物に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業
事 業 区 域	◇特定事業を行う一団の土地の区域
事 業 者	◇特定工事又は建設工事の発注者（他の者から請け負った特定工事又は建設工事の発注者を除く。以下同じ。） ◇請負契約によらないで、特定工事又は建設工事を自ら行う者 ◇その他規則で定める者
所 有 者 等	◇特定事業を行う土地の所有者、管理者、占有者、地上権又は賃借権を有する者 ◇その他の当該土地の使用、収益、管理又は処分に関する権限を有する者

条例第4条第2項に定める技術基準

事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

- （1）事業区域及びその周辺区域における斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項
- （2）特定盛土等の構造の安全性に関する事項
- （3）事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項
- （4）特定盛土等の維持管理に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

規則第4条に定める技術基準

条例第4条第2項に規定する特定盛土等の技術基準は、別表第1に定めるとおりとする。

7. 2 他の技術基準等の適用

○事業者は、特定事業の計画にあたり、地形、地質、土質、降雨記録等を考慮して本基準により難しい事項や本基準に示されていない事項については、他の技術基準や指針を適用することの可否を知事に協議すること。

解 説

- ◆特定事業の計画にあたり、詳細な調査の結果、本基準により難しい場合は、別途、許可機関に協議のうえ、調査結果に基づいた計画を策定できることを規定したものである。
- ◆なお、本基準により難しいとは、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全の観点から、条例の目的を損なう恐れがある場合のことをいう。
- ◆本基準は、特定事業の許可に係る審査基準の基本的な考え方や、留意事項等を広範囲に整理したものである。従って、本基準に示していない分野等については、許可に係る審査のために適用する技術基準を許可機関と協議して決めることとする。
- ◆条例施行日以前に工事着手している事業及び条例施行日以降に工事着手する事業で「知事が別に定める他法令の技術審査を受けているもの」については、許可に係る審査のために適用する技術基準を許可機関と協議して決めることとする。

第7章 技術基準の総則